

大分大学研究マネジメント機構研究支援センター機器分析部門利用内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第16号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター細則（令和3年細則第27号）第3条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター機器分析部門（以下「機器分析部門」という。）の設備及び機器の利用に関し必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 機器分析部門の利用日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く日とする。

2 機器分析部門の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、部門長が機器分析部門の管理等のため必要と認める業務並びに設備及び機器の利用については、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、部門長が必要と認める場合は、休日及び利用時間外に機器分析部門を利用することができる。

(機器分析部門の利用)

第3条 機器分析部門を利用する場合は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 機器分析部門を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用日時、利用方法並びに利用する設備及び機器を機器分析部門の職員に連絡の上、利用する。
- (2) 部門長は、機器分析部門の利用の状況に応じ、利用日時を調整することができる。
- (3) 部門長は、利用者が利用開始時刻を超過しても利用せず、かつ、利用者から連絡がない場合は、他の利用者に機器分析部門を利用させることができる。
- (4) 利用者は、機器分析部門の設備及び機器の取扱いに細心の注意を払い、かつ、設備及び機器の取扱いに習熟しなければならない。
- (5) 測定及び試料作製は、原則として利用者が行うものとする。この場合において、機器の使用の未経験者は、機器分析部門の教員又は熟練者の指導を受けなければならない。
- (6) 利用者が持ち込んだ試薬及び器具類は、退出時に持ち帰らなければならない。
- (7) 機器分析部門の物品は、原則として機器分析部門の外に持ち出してはならない。
- (8) 停電及び断水等の場合における対応は、部門長が別に指示するところにより行うものとする。

(機器分析部門の機器の利用)

第4条 機器分析部門の設備及び機器を利用する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者は、設備及び機器の使用を終了したときは、所定の機器使用簿に所要事項を記入する。ただし、部門長が指定した業務依頼については、所定の利用申込書等を依頼時に提出する。
- (2) 利用者は、第2条第3項の規定により休日又は利用時間外に設備及び機器を使用する場合は、あらかじめ部門長に連絡の上で使用し、使用後は施錠の上、鍵を所定の位置に返却する。

(登録申請)

第5条 部門長が指定した設備及び機器を利用する場合は、年度ごとに登録を申請しなければならない。

(測定の準備及び清掃等)

第6条 測定の準備及び補助並びに測定終了後の整理及び清掃等は、原則として利用者が行うも

のとする。

(経費の負担)

第7条 機器分析部門の利用に係る経費は、利用者の負担とする。

2 前項の経費については、別に定める。

(事故時の措置)

第8条 利用者は、事故を発見したときは、直ちに機器分析部門の職員に連絡するとともに適切な措置を講じなければならない。

(利用の禁止等)

第9条 部門長は、利用者がこの内規及び部門長が別に定める指示等を遵守せず、他の利用者等に著しく迷惑を及ぼした場合は、利用者に注意を与え、利用を制限し、又は利用禁止の措置を講ずることができる。

(弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により機器分析部門の設備及び機器を破損し、又は紛失したときは、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(学外者の利用)

第11条 学外者であつて、あらかじめ部門長に申請し、許可を受けたものは、その許可に当たり部門長が定めた条件の下で設備及び機器を利用することができる。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、機器分析部門の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。